

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地収用の
裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

令和七年六月九日

広島県収用委員会会長 鳥谷部 茂

一 起業者

国土交通大臣 中野 洋昌

代理人 中国地方整備局長 林 正道

二 事業の種類

一般国道二号改築工事（福山道路・広島県福山市瀬戸町大字長和字梓田奥地内から同市
赤坂町大字早戸字太夫崎地内まで）並びにこれに伴う市道、農業用道路及び特別高压送電
線付替工事

三 裁決手続を開始する土地の所在、地番、地目及び地積等
収用の部分に関する事項

所在	地番	地目		地積		裁決手続を開 始する土地の 面積（㎡）
		公簿	現況	公簿（㎡）	実測（㎡）	
広島県 福山市 瀬戸町 大字山北 字宮ノ峠	甲七七二 番六	畑	雑種地	二・〇五	二・一五	一・八八（別図 に図示する部分 ①） 〇・〇六（別図 に図示する部分 ②）

四 土地所有者の氏名及び住所

不明 ただし、

持分二分の一

（氏名） 安達 道治

（住所） 広島県福山市瀬戸町大字山北七〇五番地
持分二分の一

（氏名） 安達 あや子

（住所） 広島県福山市瀬戸町大字山北七〇五番地

又は、

（氏名） 檀上 武司

（住所） 広島県福山市瀬戸町大字長和一三〇八番地八

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

六 土地収用の裁決手続の開始を決定した日
令和七年五月二十七日

実 測 平 面 図

広島県福山市瀬戸町大字山北字宮ノ峠 甲772番6

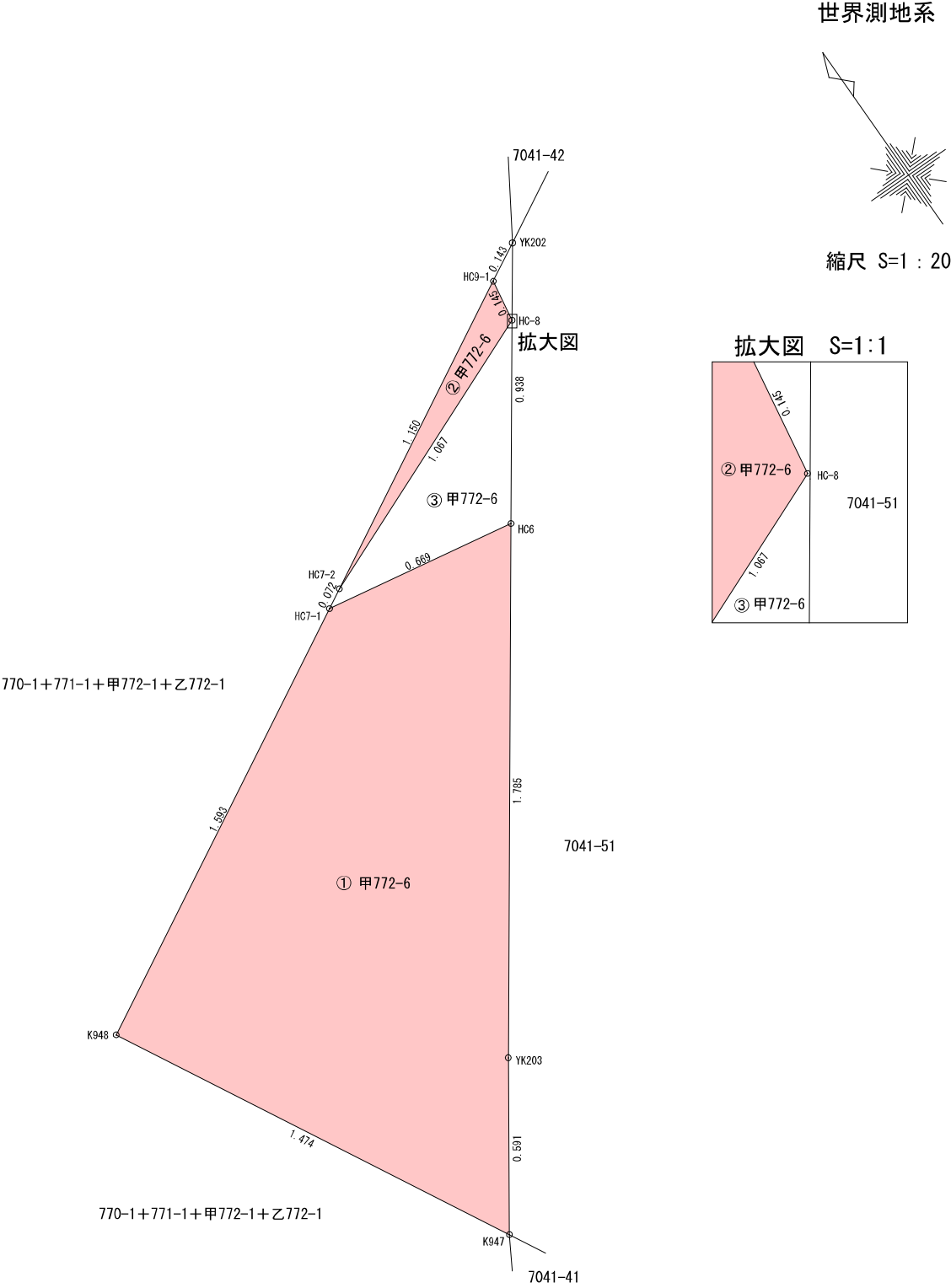
地 番	甲772-6			
① 収用しようとする土地				
測 点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距 離
K948	-169160.672	105373.894	-216964.847746	1.474
K947	-169161.973	105374.588	-85774.914632	0.591
YK203	-169161.486	105374.924	204848.852256	1.785
HC6	-169160.029	105375.956	165651.002832	0.669
HC7-1	-169159.914	105375.296	-67756.315328	1.593
		倍 面 積	3.777382	
		面 積	1.8886910	
		地 積	1.88 m ²	

地 番	甲772-6			
② 収用しようとする土地				
測 点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距 離
HC7-2	-169159.879	105375.360	-15068.676480	1.067
HC-8	-169159.474	105376.348	57746.238704	0.145
HC9-1	-169159.331	105376.372	-42677.430660	1.150
	倍 面 積		0.131564	
	面 積		0.0657820	
	地 積		0.06 m ²	

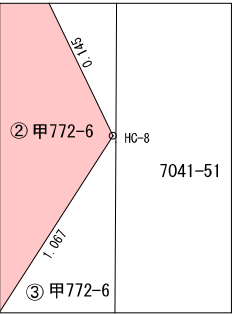
地 番	甲772-6			
③ 殘地				
測 点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距 離
HC7-2	-169159.879	105375.360	-46365.158400	0.072
HC7-1	-169159.914	105375.296	-15806.294400	0.669
HC6	-169160.029	105375.956	68599.747356	0.938
YK202	-169159.263	105376.498	73552.795604	0.143
HC9-1	-169159.331	105376.372	-22234.414492	0.145
HC-8	-169159.474	105376.348	-57746.238704	1.067
	倍 面 積		0.436964	
	面 積		0.2184820	
	地 積		0.21 m ²	

① + ② + ③	合 計	2.15	m ²
-----------	-----	------	----------------

地 番	甲772-6		
収用しようとする土地の面積		① + ②	1.94 m ²



拡大図 S=1:1



収用しようとする土地

※770-1+771-1+甲772-1+乙772-1の土地所有者は境界の主張がない。
※甲772-6の登記名義人は境界の主張がない。